

泉大津市ヒートアイランド対策助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉大津市環境基本条例（平成14年泉大津市条例第2号）第6条の規定に基づき、持続可能な都市環境を形成するため、地球温暖化防止対策の一環として、ヒートアイランド対策（以下、「対策」という。）を推進し、夏季における暑さによる身体への負担を軽減し、健康で快適な都市生活の確保をめざし、市民に対し予算の範囲内において、泉大津市ヒートアイランド対策助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、市内のヒートアイランド現象の緩和に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 泉大津市民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている住所に現に居住しているものをいう。
- (2) 栽植等 対策の一つで、壁面緑化、面的緑化、プランター等の設置及び樹木の栽植等植物を育てるための取組みを行うことをいう。
- (3) 壁面緑化 建物の壁面に対して、緑化パネル等の植物を育てる設備を設置し、多年生の下垂性植物又はつる性植物を栽植することをいう。
- (4) 面的緑化 屋上を含む敷地内に対して、緑地又は植栽等の自然地に、多年生の植物及び樹木を栽植することをいう。植生用のブロックが舗装された区間への栽植もこれに含む。
- (5) プランター等の設置 敷地内又は建物の屋上等に、容量100リットル以上の植物を育てるための容器を、多年生の植物を植え付けた状態で設置することをいう。
- (6) 舗装等の撤去 対策の一つで、栽植等を行うことを目的に、アスファルト又はコンクリート等で舗装された土地を、緑地又は植栽等の自然地に戻すことをいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成金の交付を受けることができる者は、泉大津市民のうち、次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 毎年4月1日から翌年2月末日までの間にこの要綱に定める対策を、自らが居住する市内の住宅(店舗付き住宅の住居部分を含む。)に対策を講じた者
- (2) この要綱による助成金又はこれと同様の趣旨で市が交付する助成金について、申請者及び同一世帯に属する者が、過去に交付を受けたことがない者
- (3) 市税等を滞納していない世帯に属する者
- (4) 市が行う環境保全事業に積極的に協力でき、また家庭でのエネルギー使用状況等に関する調査等に協力できる者

2 前項第1号に定める自らが居住する市内の住宅は、第6条第1項に規定する泉大津市ヒートアイランド対策助成金計画事前確認依頼書の提出時点において、固定資産税の課税対象となっていること。

(対策及び助成要件)

第4条 助成金の交付の対象となる対策及び助成要件は、別表1に定めるとおりとする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、栽植等に要した費用に2分の1を乗じて得た額及び舗装等の撤去に要した費用に3分の2を乗じて得た額と別表2に定める額をそれぞれ比較して、いずれか低い方の額の合計とする。

2 前項の栽植等及び舗装等の撤去に要した費用のうち、仮想通貨、クーポン、ポイント、金券、商品券及びそれらに類するものによる支払が含まれる場合、その相当額は対策に要した費用から除外する。

3 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、対策を講じる前に、泉大津市ヒートアイランド対策助成金計画事前確認

依頼書（様式第1号。以下「依頼書」という。）及び対策計画書を提出し、市長に承諾を得なければならない。

2 前項の依頼書の提出は、毎年4月1日から12月31日までの間に行わなければならない。

3 市長は、第1項の規定による依頼書の提出があった場合は、その内容の審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、適当であると認めるときは、泉大津市ヒートアイランド対策助成金申請承諾書（様式第2号）により通知するものとする。

4 前項に規定する通知を受けた後に、当初の計画において見込んだ対策に係る費用に対し、120%を超える増額若しくは80%未満となる減額し生じる計画の変更又は計画の廃止等をする場合は、泉大津市ヒートアイランド対策助成金（計画変更・申請期間延長・廃止）申出書（様式第3号。以下「申出書」という。）により、市長に申し出なければならない。

5 申請者は、前項による通知を受けた日から90日以内に対策を完了し、かつ、泉大津市ヒートアイランド対策助成金交付申請書兼請求書（様式第4号。以下「申請書兼請求書」という。）に様式第4号（別紙）及び別表3に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、期間内に申請できない特別の事情がある場合は、速やかに申出書により期間の延長を申し出て、市長の承認を得たときは、この限りでない。なお、期間内に申請がなかった場合は、期間の経過をもって第3項の通知はその効力を失う。

6 書類等の提出は、直接持参の方法により先着順に行うものとする。ただし、第1項に定める依頼書及び対策計画書の提出並びに前項に定める別表2に掲げる書類の提出は、市が指定するメールアドレスに電子データを送信する方法により行うことができる。

7 申請書兼請求書に記載された申請者及び口座名義人並びに対策の契約者及び要した費用の支払者は、同一の者でなければならない。

8 第5項の申請書兼請求書の提出は、毎年4月1日から翌年3月15日までの間に行わなければならない。

9 受け付けた申請に係る助成金の合計が予算の範囲を超えると認められるときは、新たな申請の受付を行わないものとする。

(交付決定等)

第7条 市長は、前条第4項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、助成金の交付の可否について決定を行うものとする。

2 市長は前項の規定により助成金の交付を決定したときは、申請者に対し泉大津市ヒートアイランド対策助成金交付決定通知書（様式第5号）により通知する。

3 市長は、第1項の審査の結果、助成金を交付しない旨の決定をしたときは、申請者に対しその理由を付して泉大津市ヒートアイランド対策助成金不交付決定通知書（様式第6号）により通知する。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定した場合は、申請者に対し助成金を交付する。

2 助成金の交付は申請書兼請求書に記載された金融機関口座への振り込みにより交付する。

(交付決定の取消等)

第9条 市長は、第7条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき
- (2) 助成金を交付された日から5年以内に、助成金交付の目的に反して撤去、譲渡、交換、貸付及び自らの利益のために売却したとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき

(助成金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて当該助成金の返還を命ずることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による返還命令を受けたときは、期限内に

当該助成金を市長に返還しなければならない。

(交付を受けた者の責務)

第11条 交付決定者は、持続可能な都市環境を形成するための活動に努め、環境に配慮した生活を実践しなければならない。

(協力の要請)

第12条 市長は、助成金の交付を受けた者に対し、市が実施する環境保全事業及び家庭でのエネルギー使用状況等に関する調査への協力を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

対策		助成要件
栽 植 等	壁面緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化を行う壁面位置は敷地境界線から 50 cm 以上離れていること ・ 緑化面積は 4 m² 以上とすること
	面的緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緑化面積は 2 m² 以上とすること ・ 地被植物のみの栽植は緑化面積に含めない
	プランター等の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ プランターの土壌面積は 2 m² 以上とすること ・ 土厚は 30 cm 以上とすること ・ 地被植物のみの栽植は緑化面積に含めない
舗装等の撤去に要した費用		<ul style="list-style-type: none"> ・ 撤去するコンクリート等の面積は 1 m² 以上とすること

別表 2 (第 5 条関係)

対策	助成金限度額
栽植等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 壁面緑化 ・ 面的緑化 ・ プランター等の設置 	20,000 円
舗装等の撤去に要した費用	80,000 円

別表 3 (第 6 条関係)

- (1) 申請者の氏名等が記載された対策に要した費用に係る領収書の写し又は費用に係る支払いが確認できる書類
- (2) 対策に用いた設備の形状、規格、性能及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し（対策計画書から変更となった場合のみ）
- (3) 対策の設置状態を示すカラー写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第1号（第6条関係）

提出日 年 月 日

泉大津市長 様

申請者 住所 泉大津市
氏名
連絡先 ()

泉大津市ヒートアイランド対策助成金 計画事前確認依頼書

泉大津市ヒートアイランド対策助成金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、依頼します。なお、依頼にあたり、下記のことについて誓約します。

- 対策予定の住居に住民票があり現在居住中です。
- 対策予定の住居は今年度の固定資産税の課税対象となっています。
- 私の属している世帯は市税等を滞納していません。
- 対策後、5年間は本事業によるヒートアイランド対策を維持します。
- 依頼後に対策計画に変更が生じた際には直ちに報告をするとともに、必要に応じて対策計画書を変更し再提出します。

対策計画書

1. 工事期間（予定）

年 月 日から 年 月 日

2. 対策予定項目

・栽植等	
① 多年生つる性植物、緑化パネル等の設置による壁面緑化	m ²
② 樹木、多年草の面的緑化（屋上、緑化ブロック舗装を含む）	m ²
③ プランター等の設置	基
④ 樹木の栽植	本
・舗装等の撤去	m ²

■添付書類（□に✓）

- 対策に用いた設備の形状、規格、性能及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し
- 対策に係る費用の見積書の写し又は対策に係る費用の概算が確認できる書類
- カラー写真または見取り図（対策予定場所及びその付近の状況）

様式第2号（第6条関係）

第 年 月 日
号

様

泉大津市長

泉大津市ヒートアイランド対策助成金申請承諾書

年 月 日付で依頼のありました泉大津市ヒートアイランド対策助成金の計画事前確認依頼について、泉大津市ヒートアイランド対策助成金交付要綱第6条第4項の規定に基づき、次のとおり条件を付して助成金の申請を承諾します。

記

- 1 本承諾書を受領後、承諾を受けたヒートアイランド対策を講じ、必要書類を添付の上、補助金の交付申請を行うこと。

申請期限 年 月 日

- 2 本承諾書の通知の後、計画の変更、申請期間の延長又は計画の廃止をする場合は、市長に対し申出書を提出すること。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

泉大津市長 様

(〒 _____)

申請者 住 所 泉大津市

氏 名

連絡先 (_____)

泉大津市ヒートアイランド対策助成金
(計画変更 ・ 申請期間延長 ・ 廃止) 申出書

年 月 日付け泉大環第 _____ 号にて承諾を受けました、泉大津市ヒートアイランド対策助成金について、次のとおり申し出ます。

記

1 (計画変更 ・ 申請期間延長 ・ 廃止) の理由
2 申出内容
<input type="checkbox"/> 計画の変更を申請します。 <input type="checkbox"/> 申請期間を_____日間延長します。 <input type="checkbox"/> 計画の廃止を申請します。
3 提出書類 (計画変更の場合)
<input type="checkbox"/> 設備の形状、規格、性能及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し <input type="checkbox"/> 費用が確認できる見積書の写し又は費用が確認できる書類 <input type="checkbox"/> カラー写真または見取り図 (対策予定場所及びその付近の状況) <input type="checkbox"/> その他 (_____)

様式第4号（第6条関係）

提出日 年 月 日

泉大津市長 様

(〒 -)

申請者 住 所 泉大津市

氏 名 (印)

連絡先 ()

泉大津市ヒートアイランド対策助成金交付申請書兼請求書

年 月 日付け泉大環第 号にて承諾を受けました、泉大津市ヒートアイランド対策助成金について、泉大津市ヒートアイランド対策助成金交付要綱第6条第5項の規定に基づき、下記のとおり申請します。なお、申請にあたり、私（同一世帯の者を含む。）の住所、市税等の状況を調査することに同意します。

また、交付決定を受けた場合には、当該交付決定の日を請求日とし、交付決定金額について下記のとおり請求します。

助成金申請額（請求額） (千円以下切捨て)	十万	万	千	百	十	一	円
				0	0	0	

振込先 金融機関名	<input type="checkbox"/> 銀行（下記から選択） <input type="checkbox"/> auじぶん <input type="checkbox"/> イオン <input type="checkbox"/> 池田泉州 <input type="checkbox"/> 関西みらい <input type="checkbox"/> 紀陽 <input type="checkbox"/> 住信SBI <input type="checkbox"/> ソニー <input type="checkbox"/> みずほ <input type="checkbox"/> 三井住友 <input type="checkbox"/> 三菱UFJ <input type="checkbox"/> ゆうちょ <input type="checkbox"/> 楽天 <input type="checkbox"/> りそな <input type="checkbox"/> その他（記入： ）						
	<input type="checkbox"/> 他金融機関（下記から選択） <input type="checkbox"/> いずみの農協（JAいずみの） <input type="checkbox"/> 近畿労金 <input type="checkbox"/> 大阪信金 <input type="checkbox"/> その他（記入： ）						
支店名	<input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 本店営業部						
預金種別	口座番号						
<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	(右詰め)						
フリガナ							
口座名義人 (申請者と同じ)							

○添付書類 様式第3号（別紙）

(に✓) 定められた添付書類（様式3号（別紙）に記載あり）

様式第4号 (別紙)

対策項目		数量	対策に要した費用	助成金額
栽 植 等	壁面緑化	m ²	(A) 円	(A) × 1/2 (最大 20,000 円) (C) 円
	面的緑化	m ²		
	プランター等の設置	基		
	樹木の栽植	本		
舗装等の撤去		m ²	(B) 円	(B) × 2/3 (最大 80,000 円) (D) 円
助成金申請金額		(C) + (D)		円

対策完了年月日： 年 月 日

(A) ・ (B) = 対策に要した費用 (領収書等に記載の金額)

(C) = (A) の 1/2 と 20,000 円を比較して低い方の額 (千円未満切捨て)

(D) = (B) の 2/3 と 80,000 円を比較して低い方の額 (千円未満切捨て)

- 添付書類 申請者の氏名等が記載された対策に要した費用に係る領収書の写し又は費用に係る
 に 支払いが確認できる書類
 対策に用いた設備の形状、規格、性能及び構造等が確認できるカタログ、仕様書等の写し (対策計画書から変更となった場合のみ)
 対策の設置状態を示すカラー写真

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

泉大津市長

泉大津市ヒートアイランド対策助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました泉大津市ヒートアイランド対策助成金の交付について、泉大津市ヒートアイランド対策助成金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定しましたので通知します。

交付決定額 金 円

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

泉大津市長

泉大津市ヒートアイランド対策助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました泉大津市ヒートアイランド対策助成金については、泉大津市ヒートアイランド対策助成金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、次の理由により不交付と決定しましたので通知します。

（不交付理由）